

高梁市福祉移送サービス事業について

(目的)

高齢者及び身体障害者等の外出及び社会参加を容易にするための移送サービス事業を行うことにより福祉の向上を図る。

1. 運送主体（名称、住所、代表者の氏名）

名 称：高梁市
住 所：高梁市松原通 2043 番地
代表者の氏名：高梁市長 近藤 隆則

2. 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別
市町村福祉輸送

3. 運送の区域
高梁市

4. 利用対象者

市内に住所を有し居住する者で、次の各号のいずれかに該当し、高梁市福祉移送サービス事業の会員登録をしている者

- (1) 高齢者世帯に属する世帯の者で年齢が 75 歳以上の者であって、毎年 4 月 1 日を基準日として前々年分の所得税が課せられていない世帯に属し、自家用自動車での移送が困難なもの
- (2) 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A・B 又は精神保健福祉手帳 1・2 級の所有者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が特に認められた者

5. 事業委託

福祉移送サービス事業は、社会福祉法人高梁市社会福祉協議会に委託して実施する。

6. 利用料

利用料については、受託者である社会福祉法人高梁市社会福祉協議会が市長の承認を得て定める。

利用時間 30 分を 1 単位（最初の利用時間 30 分までを 1 単位とし、それ以降は 15 分未満は切り捨て、15 分以上は切り上げとする。）とし、1 単位 500 円とする。ただし、福祉移送サービス利用中、車輛の運転を伴わない時間（待ち時間）は、その 2 分の 1 を利用時間とする。

人工透析患者については乗り合いとし、週 3 回を限度とし利用料は別に定める。

7. 自家用有償旅客運送自動車の数

寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
1 (0)	6 (2)	0 (0)	3 (1)	15 (7)	25 (10)

※ () 内は軽自動車の数で内数とする。

別 表 (人工透析患者用料金表)

区 域	区 分	一回当たりの利用料
本所地域	本庁区域 (大久保、玉坂、山の上、榑井を除く。)	750円
	地域市民センター区域 (大久保、玉坂、山の上、榑井を含む。)	1,250円
有漢支所地域		1,250円
成羽支所地域	下原、成羽、日名、佐々木	1,250円
	吹屋、中野、小泉、布寄	1,250円
	坂本(備中支所へ含む)	1,500円
川上支所地域	地頭、領家	1,500円
	七地、三沢、仁賀、上大竹、下大竹、高山市、高山	1,750円
備中支所地域	布瀬、黒鳥、田原	1,500円
	布賀、長谷、平川、湯野、西山	1,750円

平成21年度 高梁市福祉移送サービス実績表

平成22年3月31日現在

支所	会員数	運転ボラ ンティア	車 輛 台 数	一 般 移 送 (延 人 数)	一 般 移 送 (延 利 用 料)	透 析 移 送 (延 人 数)	延 利 用 料 (延 利 用 料)	移 送 人 数 合 計	利 用 料 合 計	運 転 手 委 託 費	備 考 (実 利 用 者)
高梁	129	20	7	590	1,321,500	1,670	1,874,000	2,260	3,195,500	5,913,075	高齢57 障害13 透析13
有漢	39	7	3	183	371,500	590	737,500	773	1,109,000	2,818,725	高齢18 障害4 透析4
成羽	46	10	3	171	538,000	430	537,500	601	1,075,500	3,114,825	高齢16 障害4 透析3
川上	24	10	3	127	235,500	378	602,500	505	838,000	1,518,825	高齢13 障害2 透析3
備中	178	94	9	1,647	1,499,500	326	543,250	1,973	2,042,750	4,284,147	高齢126 障害3 透析4
合計	416	141	25	2,718	3,966,000	3,394	4,294,750	6,112	8,260,750	17,649,597	高齢230 障害26 透析27

高梁市福祉移送サービス事業実施要綱

○高梁市福祉移送サービス事業実施要綱

平成16年10月1日

告示第23号

(目的)

第1条 この告示は、高齢者及び身体障害者等の外出及び社会参加を容易にするための移送サービス事業(以下「移送サービス」という。)を行うことにより福祉の向上を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 移送サービスを利用できる者は、高梁市福祉移送サービス事業の会員登録をしている者(以下「会員」という。)とする。

2 会員は、市内に住所を有し、居住する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高齢者世帯に属する世帯の者で年齢が75歳以上のものであって、毎年の4月1日を基準日として前々年分の所得税が課せられていない世帯に属し、自家用自動車での移送が困難なもの

(2) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B又は精神保健福祉手帳1・2級の所有者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めた者

(利用目的)

第3条 移送サービスの利用目的は、生活支援又は社会参加を目的とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用することができない。

(1) 営利目的、政治活動、宗教活動などの利用に供する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、利用目的が事業の趣旨に適當でないと認めたとき。

(移送の範囲)

第4条 移送サービスの範囲は、原則として高梁市内及びその周辺とする。

(利用の回数)

第5条 年間の利用回数は、おおむね24回を限度とする。ただし、難病患者等で医師の意見書を有する者及び人工透析患者においては必要に応じた回数とする。

(事業委託)

第6条 市長は、移送サービスを社会福祉法人高梁市社会福祉協議会(以下「社協」という。)に委託して実施するものとする。

2 委託を受けた社協は、移送サービスの良好な管理運営を行うため、次に掲げる事項について市長の承認を得て管理規程を定めなければならない。

(1) 運行管理に関すること。

(2) 会員の募集に関すること。

(3) 利用料金等に関すること。

(4) 普及啓蒙に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業実施に関する業務

(委託料)

第7条 市長は、車両の運行に要する経費を予算の範囲内で社協に支払うものとする。

(介助)

第8条 介助者が必要な場合は、利用者が確保するものとする。

(補償)

第9条 不測の事故等による補償については、この事業について加入した保険の補償の範囲内とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、社協と協議して市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の高梁市福祉移送サービス事業実施要綱(平成10年高梁市告示第69号)、有漢町福祉移送サービス事業実施要綱(平成15年有漢町訓令第10号)又は備中町福祉移送サービス事業実施要綱(平成10年備中町告示第35号)(以下これらを「合併前の要綱」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示による移送サービスについて、平成17年3月31日までの間は、この告示の規定にかかわらず、合併前の要綱の例による。

附 則(平成19年3月22日告示第57号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第135号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。